

○菊池市在宅老人等緊急通報システム事業実施要綱

平成 17 年 3 月 22 日

告示第 49 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、ひとり暮らし老人等に急病、災害等緊急時の連絡用として緊急通報装置を貸与することにより、安心して生活ができることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 緊急通報装置の装置対象者は、本市に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) おおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者で、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 27 条の規定による要介護認定、又は第 32 条の規定による要支援認定(以下「要介護等認定」という。)を受けている者のうち、緊急通報装置の必要性が認められる者

(2) おおむね 65 歳以上の高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯の高齢者が、日常生活において健康上の不安及び緊急時の対応が困難等により、緊急通報装置の必要性が認められる者

(3) その他市長が特に必要があると認めた者

(申請手続等)

第 3 条 緊急通報装置の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、緊急通報装置貸与申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、申請者の近所に居住し、通報時に申請者の安否を確認することのできる者(以下「協力員」という。)2 人の承諾書を添付しなければならない。

(貸与の決定等)

第 4 条 市長は、前条の申請があったときは、審査の上貸与の可否を決定し、緊急通報装置貸与決定(却下)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(契約の締結)

第 5 条 市長は、貸与の決定を受けた者(以下「利用者」という。)と在宅老人等緊急通報装置貸借契約書(様式第 3 号)により契約を締結するものとする。

(貸与の条件)

第 6 条 利用者は、貸与された緊急通報装置を他の目的に使用し、又は担保に供してはならない。

2 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、緊急通報装置貸与変更届(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(1) 申請事項に変更があったとき。

(2) 第 2 条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(3) 緊急通報装置の貸与を辞退するとき。

(返還の義務)

第 7 条 利用者は、この要綱若しくは契約に違反し、又は前条第 2 項第 2 号及び第 3 号のいずれかに該当したときは、緊急通報装置を返還しなければならない。

(費用の負担)

第 8 条 緊急通報装置の維持に要する費用の負担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 緊急通報装置の設置及び撤去に要する経費は、菊池市の負担とする。

(2) 使用電話回線の基本料金及び度数制による電話使用料金並びにペンダント、受信機及び装置本体の電池代は、利用者の全額負担とする。

(3) 毎月の貸与に係る経費は、別表に掲げる基準により、利用者の一部負担とする。

(4) 緊急通報装置の移設に要する経費は、利用者の負担とする。ただし、生活保護法による被保護世帯については、菊池市の負担とする。

(貸与の期間)

第9条 貸与の期間は、契約締結の日から3年間とする。ただし、期間が満了する日までに、双方において何らかの意思表示がない場合は、更に3年間契約を更新したものとし、以後も同様とする。

(支援体制の整備)

第10条 市長は、緊急通報装置の貸与に当たって、次に掲げる支援体制の整備及び調整を行うものとする。

(1) 利用者の通報を受け、迅速に状況等の確認ができ、必要な措置をとることのできる協力員の確保に努めること。

(2) 利用者の通報を24時間体制で受信できるように、関係協力機関との連携を図ること。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、平成17年4月1日から適用し、平成17年3月31日までは、合併前の菊池市在宅老人等緊急通報システム事業実施要綱(平成12年菊池市告示第25号)、七城町在宅老人緊急通報システム実施要綱(平成3年七城町要綱第6号)、旭志村緊急通報体制等整備事業実施要綱(平成13年旭志村告示第39号)又は泗水町緊急通報装置貸与事業実施要綱(平成13年泗水町訓令第20号)(以下これらを「合併前の要綱」という。)の例による。

3 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年訓令第85号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成19年告示第92号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成22年告示第54号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年告示第157号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年告示第94号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 44 号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第 8 条関係）

<u>利用者世帯の階層区分</u>	<u>利用者の負担金</u>
<u>生活保護法による被保護世帯</u>	<u>0円</u>
<u>上記以外の世帯</u>	<u>毎月 315 円</u>